

浦福い第 244 号  
令和6年7月 11 日

浦添市地域包括支援センター  
浦添市内居宅介護支援事業所  
浦添市指定第 1 号事業指定事業所

各位

浦添市長 松本 哲治  
( 公 印 省 略 )

令和 6 年報酬改定に伴う旧介護予防訪問介護相当サービスの算定について（通知）

日頃より、浦添市の介護保険事業及び地域支援事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和 6 年度報酬改定に伴い、旧介護予防訪問介護相当サービスの単価が改正されたことによる本市における運用について別添のとおり通知いたします。

つきましては、内容をご確認のうえ、利用者へのご案内等、事業の円滑な実施にご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、今後国通知や解釈が開示されることで本通知の運用取扱いの変更が想定されることをご了承ください。その際は改めて通知致します。

**【問合せ先】**

浦添市福祉健康部いきいき高齢支援課  
予防支援係 担当：宮城・伊藝・大城  
電話：098-876-1234(内線 3531)  
FAX：098-876-5011

## 令和6年報酬改定に伴う旧介護予防訪問介護相当サービスの算定について

高齢者の選択肢の拡大の観点から旧介護予防訪問介護相当サービスの1回当たりの単価について以下の通り運用の改正がありますのでお知らせします。

### 1. 基本報酬の算定項目と単位数

基本報酬	内容		単位数	月の上限単位	対象者
1月当たり (月額包括報酬 請求)	週1回程度		1,176 単位	1,176 単位	(※) 要支援1・2 事業対象者
	週2回程度		2,349 単位	2,349 単位	
	週2回を超える程度		3,727 単位	3,727 単位	
1回当たり (回数請求)	標準的な内容のサービス		287 単位	3,727 単位	
	生活援助	20分～45分	179 単位		
		45分以上	220 単位		
短時間の身体介護 (20分未満)		163 単位			

(※) 月額包括報酬の対象者において、「旧介護予防訪問介護相当サービス及び旧介護予防通所介護相当サービスの利用対象者について(通知)」(令和2年1月21日浦福い第637号)にて定めておりましたが、本通知にて上記表のとおりと致します。

また、月額包括報酬請求・回数請求どちらも介護度に限らず利用できるものとしておりますが、無制限に認められるものではなく利用者の状態像やアセスメントに応じて適切なケアマネジメントに基づき、適切なサービス提供の判断をお願いします。

### 2. サービス内容について(サービスコード)

#### ① 標準的な内容のサービス・・・287単位(A2-2411)

本市において標準的な内容のサービスとは、身体介護と生活援助の両方を提供するサービスや、20分以上の身体介護を提供するサービスとしています。

生活援助のみの提供や、20分未満の身体介護の提供するサービスは当該サービスに含まれていません。

#### ② 生活援助 20分～45分・・・179単位(A2-2511)

#### 45分以上・・・220単位(A2-2621)

生活援助のサービス内容は従来通り「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分当について(老計第10号平成12年3月17日付厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知 以下、「老計第10号」という。)」に例示された範囲のサービス内容のとおりです。

③ 短時間の身体介護（20分未満）・・・163単位（A2-1411）

生活援助と同じく、老計第10号に例示された範囲のサービス内容となります。  
また、提供時間に関して国からの告示等で示されていませんが、報酬改定前の「短時間サービス（20分未満）」を準用し、本市において20分未満としております。

### 3. 月額包括報酬請求と回数請求について

① 月額包括報酬請求

全ての利用サービスが「標準的な内容のサービス」のみである場合月の利用回数に合わせ月額報酬としてプランに位置づけます。既に月額包括報酬としてプランに位置づけている場合はプラン変更の必要はありません。

月額報酬としてサービス利用のプランを位置づけた場合、月額報酬として請求しますが、予定よりサービス利用が下回る場合には「標準的なサービス」の単価にて回数請求とします。※この場合、日割り要件（「月額包括報酬の日割り請求に係る適用」WAMNET 国保連インターフェース I -資料9 P5）に該当している場合は回数と日割り算定どちらか低い単価を採用します。

② 回数請求

利用サービスが「標準的な内容のサービス」や「生活援助」、「短時間の身体介護」と混在する場合、回数算定でのプラン位置づけになります。既に月額包括報酬としてプランに位置づけて利用している場合は、プラン変更の必要があります。（→4.適応開始時期とプラン変更について）

**【月額包括報酬請求と回数請求の例示】**

例：現在、週2回程度のサービス利用をしている利用者

<パターン1>

「標準的な内容のサービス」のみの利用の場合 → 月額包括報酬請求

<パターン2>

「20～45分程度の生活援助」が週1回程度（月4回程度）

「標準的な内容のサービス」が週1回程度（月4回程度）の場合 → 回数請求

### 4. 適応開始時期とプラン変更について

令和6年8月プラン作成・変更分より適応開始となっております。旧介護予防訪問介護相当サービス利用の内容を必要に応じて検討する等、状態像に合わせて適切なサービス

利用に繋げていただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

なお、改正適応におけるプラン変更の猶予期間は3ヶ月（令和6年8月～10月）といたします。

また、月額包括報酬から回数制のプランに変更する場合には、利用頻度、利用回数、利用目標や本人の状態像に変更がない場合には軽微な変更として取り扱いが可能となります。

※生活援助利用希望で諸項目に該当する場合は従来通り予防支援係に理由書の提出は必要となります。